

令和6年度廿日市市公共交通協議会（第1回） 要点

日 時：令和6年5月17日（金）14時00分～15時00分

場 所：廿日市市役所 7階会議室

委員総数：27名

出席委員数：21名（廿日市市公共交通協議会規約第8条第2項の規定による定足数を充足）

傍聴者数：0名

1 開会

2 審議

(1) 議案第1号：令和5年度事業報告及び決算について

《質疑応答・意見》

A委員：令和5年度廿日市市公共交通協議会収支決算書の収入の部に振込手数料が記載されている理由は。手数料であるため、本来は支出の部になるのではないか。

事務局：同じく収入の部に記載の都市・地域交通戦略推進事業補助金を協議会が受取り、補助対象事業者の広島電鉄(株)へ振込を行った。その際の振込手数料を広島電鉄(株)に負担いただいたため、収入として振込手数料を計上している。

(2) 議案第2号：令和6年度事業計画及び予算について

A委員：令和6年度廿日市市公共交通協議会収支予算書の事業費に記載のおおのハートバス路線再編検討業務委託料について、現時点でいくらの費用がかかっているのか。また、これにより現在の運行経費が削減される認識であっているか。

事務局：当該事業費は、これから実施する再編にかかる業務委託料であり、バス運行費等の負担金ではない。今年度に計上している費用は、時刻表の作成など再編に必要な諸々の費用となっている。

A委員：廃止路線もあるとのことだが、その分運行経費は削減されるという理解で良いか。

事務局：計画には、減便も含まれており、その減便分の運行に係る費用は削減される認識である。

(3) 議案第3号：廿日市さくらバス（原ルート）の一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画変更認可申請について

《質疑応答・意見》

質疑・意見無し。

(4) 議案第4号：佐伯さくらバス（玖島線）のダイヤ改正について

B委員：5のその他に記載にあるように、ダイヤ改正等の周知については、学生が使うものであるため、子どもたちにわかりやすい周知をお願いしたい。

会 長：学生の下校時間に合わせたダイヤ改正かと思うが、3の改正の内容⑤の川上・平谷・大沢方面の所要時分の調整について、もう少しわかりやすく説明できないか。

事務局：現在のダイヤは運転手にとってタイトな所要時分になっていると把握している。さらに、冬季は雪の影響でダイヤ通りに運行できない現状もあることから、実態にあった時刻調整

を行い、所要時分に余裕を持たせる形としている。

会 長：余裕を持った所要時分の一例を示すことは可能か。

事務局：例えば、P. 6 現行の時刻表では「玖島～川上」間は所要時分を7分で設けているが、改正案では、同区間の所要時分を10分に延ばしている。

B委員：3の改正の内容－④について、特に朝は泉水入口を利用するであろう子どもたちが4～5人はいると想定している。学校等への周知をしっかりとお願いしたい。

事務局：小中学校等への周知を徹底するとともに、市HPやバス車内への掲示も活用し、周知を徹底して参りたいと考えている。

B委員：こちらも市民センター便りやコミュニティ便り等を活用し周知を図っていきたい。

C委員：利用者のニーズを捉え、最適な運行計画を検討されていると考える。一方で、働き方改革の一環で運転手の拘束時間も制限されてきており、運行事業者との調整がこれまで以上に重要になってくる。利用者、運行事業者、行政でしっかりと調整を図っていただきたい。

会 長：当協議会では、市民の移動のしやすさについて、委員の皆さまと議論を深めたいと考えているため、よろしくお願いします。

3 報告

(1) 報告第1号：令和5年度廿日市市生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）の実績報告について

《質疑応答・意見》

質疑・意見無し。

4 その他

(1) 廿日市市運転手採用支援金について

《質疑応答・意見》

質疑・意見無し。

5 閉会